

平成 2 9 年 9 月 定 例 会

経 済 委 員 会 説 明 資 料

商 工 労 働 観 光 部

目 次

提出予定案件

1	一般会計・特別会計予算	1
(1)	歳入歳出予算	1
ア	総括表	1
イ	課別主要事項説明	2
2	その他の議案等	4
(1)	条例案	4
ア	徳島県商工労働観光関係手数料条例の一部を改正する条例	4

提出予定案件

1 一般会計・特別会計予算

(1) 歳入歳出予算

ア 総括表

一般会計

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計	財 源 内 訳							
				特 定 財 源							一 般 財 源
				使 用 料 手 数 料	国 支 出 金	財 産 収 入	繰 入 金	諸 収 入	県 債		
商 工 政 策 課	59,026,690		59,026,690				57,496,607	321,371		1,208,712	
企 業 支 援 課	2,605,003		2,605,003	413	185,652	372	1,516,976	97,879		803,711	
新 未 来 産 業 課 工 業 技 術 セ ン タ ー	2,097,338		2,097,338	58,623	25,950	50	1,060,000	64,258	180,000	708,457	
労 働 雇 用 戦 略 課	4,412,819		4,412,819		465,380		3,693,000			254,439	
産 業 人 材 育 成 セ ン タ ー	1,326,315		1,326,315	14,649	776,095	3,087		1,100	24,000	507,384	
観 光 政 策 課	702,308	8,700	711,008	9,922	(4,350) 96,800		2,000	7,791		(4,350) 594,495	
国 際 課	511,554		511,554	25,317	38,100	1,036		33,713		413,388	
に ぎ わ い づ く り 課	1,430,709	46,000	1,476,709	241,261	(8,000) 50,000	7,600	112,000	5,895	115,000	(38,000) 944,953	
計	72,112,736	54,700	72,167,436	350,185	(12,350) 1,637,977	12,145	63,880,583	532,007	319,000	(42,350) 5,435,539	

(注) () 数字は、補正額の財源の再掲である。

イ 課別主要事項説明

観光政策課

(ア) 一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
計 画 調 査 費	184,900	8,700	193,600	① 地方創生の深化のための支援費 (8,700) 事業に要する経費の補正 ア ⑧ おもてなしのあわ旅促進事業 3,700 イ ⑧ 「阿波藍」魅力創造発信プロジェクト 5,000
商 業 総 務 費	29,698	0	29,698	
物 産 あ つ 旋 所 費	68,583	0	68,583	
物 産 貿 易 振 興 費	2,104	0	2,104	
観 光 費	417,023	0	417,023	
観 光 政 策 課 計	702,308	8,700	711,008	

にぎわいづくり課

(ア) 一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
計 画 調 査 費	24,000	16,000	40,000	① 地方創生の深化のための支援費 (16,000) 事業に要する経費の補正 ア ⑧ とくしまマラソンランナーズオアシス事業 16,000
観 光 費	1,039,224	30,000	1,069,224	① 観光交流推進費 (30,000) 事業に要する経費の補正 ア とくしまマラソン支援事業 30,000
子 ども 科 学 館 費	367,485	0	367,485	
にぎわいづくり課 合 計	1,430,709	46,000	1,476,709	

2 その他の議案等

(1) 条 例 案

ア 徳島県商工労働観光関係手数料条例の一部を改正する条例（商工政策課）

(ア) 改正の理由

旅行業法の一部が改正されたことに伴い、旅行サービス手配業の登録の申請に対する審査に係る手数料を定める必要がある。

(イ) 改正の概要

- ㊦ 旅行サービス手配業者の登録の申請に対する審査に係る手数料を定めることとした。
- ㊩ ㊦について、所要の経過措置を講ずることとした。

徳島県商工労働観光関係手数料条例 新旧対照表

改 正 後		改 正 前	
別表第一（第二条関係）		別表第一（第二条関係）	
事 務	金 額	事 務	金 額
一～三十三 （略）	（略）	一～三十三 （略）	（略）
<u>三十四 旅行業法第二十四条第一項及び旅行業法施行令第五条第二項の規定に基づく旅行サービス手配業の登録の申請に対する審査</u>	<u>一万五千元</u>	<u>（新設）</u>	
<u>三十五 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の規定に基づく一般旅券の発給</u>	二千元	<u>三十四 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の規定に基づく一般旅券の発給</u>	二千元
<u>三十六 旅券法の規定に基づく一般旅券の渡航先の追加</u>	三百円	<u>三十五 旅券法の規定に基づく一般旅券の渡航先の追加</u>	三百円
<u>三十七 旅券法の規定に基づく一般旅券の査証欄の増補</u>	五百円	<u>三十六 旅券法の規定に基づく一般旅券の査証欄の増補</u>	五百円
備考 （略）		備考 （略）	

(ウ) 施行期日

この条例は、平成三十年一月四日から施行する。ただし、㊩については、公布の日から施行する。